

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和 8 年 5 月 11 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
新城市一鍬田字坪ノ内 11 番 1	田	4 4 1	三浦 増雄
計 1 筆		4 4 1	

2 農地の利用の現況

耕作放棄地

3 利用計画の内容の詳細

果樹 (キウイフルーツ) 栽培

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	借賃に相当する補償金の支払の方法
令和 8 年 9 月 1 日	1 年	14,600 円 / 10a (年)	名古屋法務局新城支局に供託

5 その他参考となる事項